

第 1 回松江市特別職報酬等審議会資料

令和 6 年 11 月 6 日

松江市人事課

目 次

1 関係法令等

松江市特別職報酬等審議会条例 …1

地方自治法（抜粋） …2

松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 …3

松江市特別職の職員の給与に関する条例 …4

2 各種資料

特別職報酬額等の改定経過・答申内容 …5

特別職報酬額等の変遷 …7

○松江市特別職報酬等審議会条例

平成 17 年 3 月 31 日
松江市条例第 44 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため、松江市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、政務活動費（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項に規定する政務活動費をいう。）の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該政務活動費の額について審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもって組織し、その委員は、松江市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)

○地方自治法（抜粋）

昭和 22 年 4 月 17 日
法律第 67 号

（議員報酬、費用弁償及び期末手当）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 203 条の 2 （略）

（給料、旅費及び諸手当）

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 （略）

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与その他の給付）

第 204 条の 2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の者及び前条第 1 項の者に支給することができない。

○松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

平成 20 年 10 月 3 日

松江市条例第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定に基づき、市議会の議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 584,000 円
- (2) 副議長 月額 504,000 円
- (3) 議員 月額 475,000 円

2 議員報酬は、毎月その月分を支給する。

3 議員報酬は、新たに就任した場合はその日から、議会の解散、任期満了、辞職、失職、除名又は職を異にして異動した場合にはその日まで、死亡の場合にはその月までこれを支給する。

4 前項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

5 議員報酬を受ける者にして病気その他私事の故障により職務に従事しない月が引き続き 3 月を超えた場合には、その報酬は、半額を減ずる。

第 3 条・第 4 条 (略)

(期末手当)

第 5 条 議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に 100 分の 40 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 170 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 月 100 分の 100
- (2) 5 月以上 6 月未満 100 分の 80
- (3) 3 月以上 5 月未満 100 分の 60
- (4) 3 月未満 100 分の 30

第 6 条 (略)

附 則 (略)

○松江市特別職の職員の給与に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日
松江市条例第 45 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、ガス事業管理者、交通事業管理者及び病院事業管理者（以下「特別職の職員」という。）の給料その他の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第 2 条 特別職の職員に給料を支給する。

2 前項の給料の額は、別表のとおりとする。

(期末手当)

第 3 条 特別職の職員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職（松江市職員の給与に関する条例（平成 17 年松江市条例第 48 号。以下「給与条例」という。）第 25 条第 1 項に規定する退職の例による場合の離職をいう。以下この条において同じ。）し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に 100 分の 40 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 170 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 月 100 分の 100

(2) 5 月以上 6 月未満 100 分の 80

(3) 3 月以上 5 月未満 100 分の 60

(4) 3 月未満 100 分の 30

3 期末手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第 4 条～第 7 条 (略)

附 則 (略)

別表（第2条関係）

区分	給料月額
市長	1,026,000円
副市長	836,000円
(以下略)	

特別職報酬額等の改定経過・答申内容

(単位：円)

職名	S61.3.1			H1.4.1			H4.7.1			H8.4.1			H17.10.1		
	改定後の額		改定率 %	改定後の額		改定率 %	改定後の額		改定率 %	改定後の額		改定率 %	改定後の額		改定率 %
	月額	市長 対比 %		月額	市長 対比 %		月額	市長 対比 %		月額	市長 対比 %		月額	市長 対比 %	
市長	800,000	100	16	860,000	100	8	985,000	100	15	1,080,000	100	10	1,026,000	100	▲5
副市長	670,000	84	15	720,000	84	7	815,000	83	13	880,000	81	8	836,000	81	▲5
議長	450,000	56	17	490,000	57	9	560,000	57	14	615,000	57	10	584,000	57	▲5
副議長	380,000	48	15	410,000	48	8	470,000	48	15	530,000	49	13	504,000	49	▲5
議員	358,000	45	19	393,000	46	10	450,000	46	15	500,000	46	11	475,000	46	▲5

・平成8年特別職報酬等審議会（平成8年1月31日答申）

改定答申（平均改定率10.81％）

[附帯意見]

国及び他の自治体の状況並びに一般職員の給与改定との均衡等を考慮し、今後は少なくとも2年
間隔で特別職報酬等審議会を開催することが必要と考える。

・平成10年特別職報酬等審議会（平成10年1月26日答申）

据置答申

[附帯意見]

最近の景気動向や金融不安をはじめ、行財政改革など地方行政を取り巻く環境は極めて厳しい
ものがある。

このような状況下において、今回の特別職の報酬等の額については、改定を見送ることとするが、
今後の経済状況等を踏まえて、概ね1年を目途に特別職報酬等審議会を開催すべきである。

なお、松江市の議員及び市長等三役の報酬等のあり方については、他県の県庁所在都市の特別職
報酬等との対比などを十分考慮して改定する必要があると考える。

・平成12年特別職報酬等審議会（平成12年6月12日答申）

据置答申

[附帯意見]

現下の社会、経済状況並びに行財政改革など地方行政を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、今回の特
別職報酬等の額については、改定を見送ることとする。

なお、松江市の議員並びに市長等三役の報酬等の改定にあたっては、地方分権の推進等、県庁所
在都市として本市の特別職の果たす役割の質的・量的変化、他県の県庁所在都市における報酬のあ
り方等も十分考慮し改定を行うべきであるとする。

※平成14年4月～平成17年3月 市長以下常勤特別職 約7.4％カット

【裏面へ続く】

・平成17年特別職報酬等審議会（平成17年8月17日答申）

改定答申（改定率▲5%）

[答申内容]

（議長、副議長及び議員の報酬月額）

議長、副議長、議員の報酬月額について、5%相当額の減額措置を講ずることが適当である。

（市長、助役及び収入役の給料）

市長、助役、収入役の給料月額について、5%相当額の減額措置を講ずることが適当である。

（政務調査費の額）

政務調査費については、据え置きが適当である。

（改定の時期）

改定期間については、平成17年10月1日が適当である。

[附帯意見]

合併により、山陰の中核都市として特別職の果たす役割は、より重要かつ困難なものとなっているが、地方自治体を取巻く厳しい環境を勘案し、報酬額等については引き下げの答申とする。

なお、めまぐるしく変化する社会情勢を踏まえ、概ね1年ないし2年を目途に特別職報酬等審議会を開催することが必要と考える。

また、政務調査費については、地方分権や権限移譲に伴い、議会審議がより複雑化、高度化していく中で、今後、議員の調査活動基盤をより充実させていく必要があると考えるが、現下の厳しい情勢を踏まえ、据え置きとする。

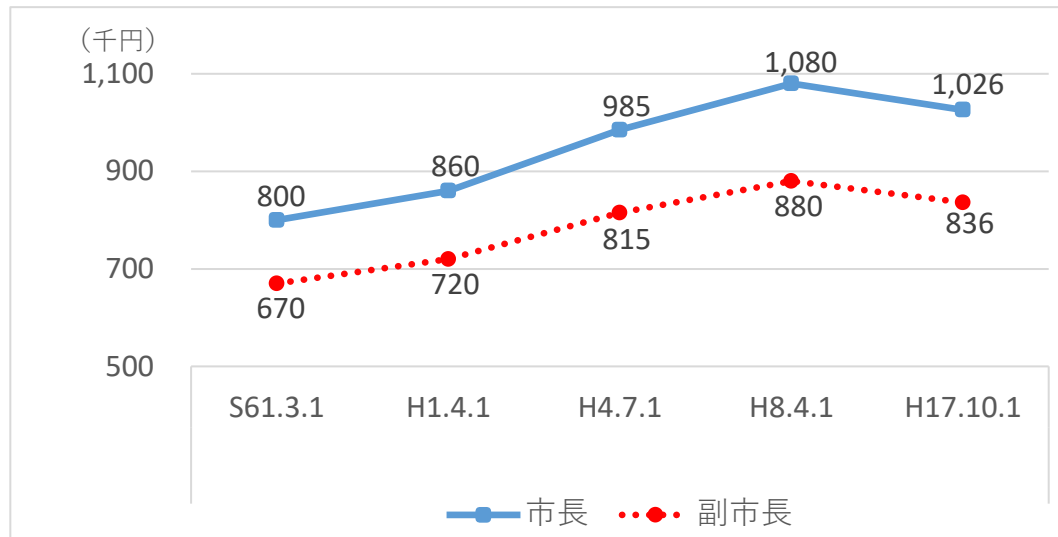
なお、政務調査費制度については、その透明性を確保することも重要であり、その点についても適切な対応を図られたい。

※平成17年10月～令和3年3月 市長以下常勤特別職 約5.26%カット

（H17.10改正前の給料の5%カット）

特別職報酬額等の変遷

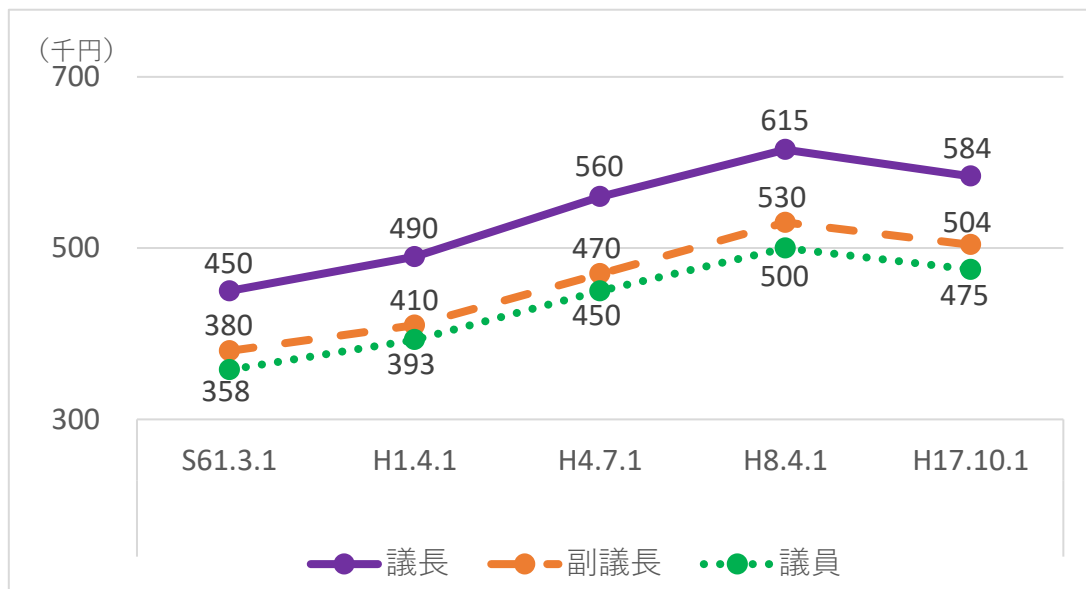
◆市長・副市長



職名	改定時期				
	S61.3.1	H1.4.1	H4.7.1	H8.4.1	H17.10.1
市長	800,000円	860,000円	985,000円	1,080,000円	1,026,000円
	-	(107.5%)	(114.5%)	(109.6%)	(95.0%)
副市長	670,000円	720,000円	815,000円	880,000円	836,000円
	-	(107.5%)	(113.2%)	(108.0%)	(95.0%)

※（ ）書の数字は、改定前の額を100とした場合の伸び率である。

◆議員



職名	改定時期				
	S61.3.1	H1.4.1	H4.7.1	H8.4.1	H17.10.1
議長	450,000円	490,000円	560,000円	615,000円	584,000円
	-	(108.9%)	(114.3%)	(109.8%)	(95.0%)
副議長	380,000円	410,000円	470,000円	530,000円	504,000円
	-	(107.9%)	(114.6%)	(112.8%)	(95.1%)
議員	358,000円	393,000円	450,000円	500,000円	475,000円
	-	(109.8%)	(114.5%)	(111.1%)	(95.0%)

※（ ）書の数字は、改定前の額を100とした場合の伸び率である。